

# ○下川町ホームページ広告取扱要領

(平成 20 年 2 月 7 日訓令第 6 号)

改正 平成 21 年 8 月 14 日訓令第 27 号 平成 24 年 1 月 20 日訓令第 1 号  
平成 25 年 11 月 1 日訓令第 26 号の 2 平成 30 年 3 月 29 日訓令第 8 号  
令和 2 年 7 月 16 日訓令第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、下川町広告掲載取扱要綱(平成 19 年下川町訓令第 24 号。以下「要綱」という。)第 5 条の規定に基づき、下川町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 下川町ホームページ

下川町が管理する Web ページをいう。

(2) バナー広告

下川町ホームページ内に表示される広告画像で、広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)の Web サイトにリンクすることができる画像をいう。

(広告の種類)

第 3 条 下川町ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 4 条 下川町ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先の Web サイト内容の範囲は、要綱の規定に準ずるものとする。

2 町税の滞納がある者の広告は、掲載しないものとする。

(広告の規格)

第 5 条 下川町ホームページに掲載する広告の 1 枠あたりの規格は、次のとおりとする。

| 区分 | 規格内容            |
|----|-----------------|
| 大き | 縦 40×横 140 ピクセル |

|       |   |
|-------|---|
| さ     |   |
| データ量  | 1MB 以内  |
| データ形式 | GIF 形式、JPG 形式、PNG 形式のいずれか   |
| 制限    | Java 及び JavaScript を使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのもの、アニメーションは掲載できないものとする。 |

(広告の位置)

第 6 条 下川町ホームページに掲載する広告の位置は、下川町ホームページのトップページで町長が指定した位置とする。

(掲載募集枠)

第 7 条 下川町ホームページに掲載する広告の枠は 30 枠とする。

(広告掲載希望者の募集)

第 8 条 広告掲載希望者の募集は、下川町ホームページ及び広報しもかわ等の広報印刷物で行うものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 町長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 下川町ホームページへの広告掲載希望者は、要綱第 6 条に規定する広告掲載申込書により、郵送、FAX 又は電子メール等で申込むこととする。

(広告掲載の決定)

第 10 条 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について要綱第 7 条第 3 項の規定に準じ、広告掲載希望者に通知する。

2 町長は、広告掲載希望者が、第 7 条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、町内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で町内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業または自営業等

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第7条に規定する枠数を超えるときは抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載可の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、要綱第8条の規定に準じ、掲載内容及び条件を記載した承諾書を町長に提出する。

(審査及び協議)

第12条 広告の内容及びデザイン等については、下川町及び下川町ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、町長が審査を行うとともに、広告主と下川町が必ず協議することとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載期間)

第14条 広告を掲載する期間は、1月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別途町長が定める。

3 広告主が望むときは、町長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。ただし、最長期間は12月とし、毎年度の3月末までとする。

4 町長は、広告の掲載が町にとって有益であると認める場合は、前項の規定に関わらず、掲載期間を延長することができる。

(広告掲載料)

第15条 広告の掲載料は、1枠当たり月額3,000円とする。

2 広告主は、広告掲載料を町長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

3 町長は、広告の掲載が町にとって有益であると認める場合は、第1項の規定に関わらず、掲載料を免除することができる。

(広告内容等の変更)

第 16 条 広告主は、広告の内容、デザイン及び Web サイトへのリンク先を変更するときは、変更の 1 週間前までに下川町へ連絡するものとする。

2 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先の Web サイト内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 17 条 町長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条第 2 項の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、広告の内容並びにリンク先 Web サイトの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条第 2 項の規定によっても解消できないとき

(5) その他、下川町ホームページへの広告掲載が適切でないと町長が判断したとき

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第 18 条 広告主は、自己の都合により下川町ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第 19 条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第20条 広告掲載期間内に、広告主の責に帰さない理由により下川町が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、広告を掲載できなかつた日数が10日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第21条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被つたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(裁判管轄)

第22条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、下川町の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月14日訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年1月20日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 1 日訓令第 26 号の 2)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 16 日訓令第 39 号)

この訓令は、公布の日から施行する。